

埼労発基 0823 第 1 号
令和 3 年 8 月 23 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正 殿

埼玉労働局長
増田 嗣郎

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。